

甲佐町公告第92号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年10月10日

甲佐町長 甲斐 高士

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所 甲佐町役場 農政課
甲佐町のホームページ
- 3 縦覧の期間
公告実施日～2030年3月31日（計画期間の終期）
- 4 本公告により、甲佐町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。